

2025あづみ野レンタルカート4時間耐久レース

2025年10月24日改定

※昨年度からの変更点や重要な点は下線が引いてあります。

公示

本大会は、カート競技規則および本大会特別規則書に従って開催される。

第1章 総 則

第1条 競技会の名称

あづみ野レンタルカート4時間耐久レース

第2条 競技種目

レンタルカートによる4時間耐久レース

第3条 競技会の格式

特になし

第4条 開催場所、受付場所及び日程

サーキットあづみ野

長野県北安曇郡池田町大字広津4108

TEL&FAX 0261-62-0245

E-mail kart@circuit-azumino.com

URL www.circuit-azumino.com

レンタル4時間耐久レース日程

最終戦 2024年11月23日(日) 雨天決行(多少の雪でも決行)

第2章 参加申し込み

第5条 参加にあたっての厳守事項

- (1) 主催者はすべての権限を持ち、参加者は如何なる場合でも主催者の指示に従う。
- (2) 大会運営、競技進行、競技車両等に対して、主催者側に一切の抗議はしてはならない。
たとえ主催者に過失があっても抗議は認められない。
- (3) 参加にあたり、エントリーした時点で、上記(1)(2)のことを参加者は遵守すること。

第6条 参加資格

1チーム2人以上、最大8人まで。18歳以上で健康な方。

18歳未満のドライバーは主催者の許可と親権者の同意(承諾書)・同伴を持って受付とする。

チーム平均体重(走行時の服装、装備)を算出し平均体重65キロ未満のチームには、ウェイトハンデを与える。
平均体重が70キロを超えるチームには、重さに応じて周回数にボーナスを与える。

第7条 参加料

1チーム ¥55,000-とする。

各自傷害保険等に入る事が望ましい。サーキットあづみ野スポーツ安全保険への加入を勧める。

第8条 参加定員

- (1) 先着順にて、定員に達し次第エントリーを締め切る事がある。
- (2) 参加受付台数が多い場合はキャンセル待ちになることがある。
エントリー締め切り時点で、参加台数が3台未満の場合は、開催しない。

第9条 参加申し込み及び受付期間

- (1) 10月24日(金) から11月16日(日)まで。
- (2) ホームページからEメールでのエントリー、もしくはFAXにてエントリーすること。
- (3) 申し込み必要事項
代表者の連絡先・チーム名・Eメールアドレス・出場者名簿を記入すること。
- (4) 申し込みの時点で代表者はチーム全体の責任を持つことになる。参加料、及びキャンセル料は代表者が責任を持って支払いすること。

第10条 参加の受理と参加拒否

- (1) 参加申し込み者に対して大会事務局より参加受理又は参加拒否がEメール、電話により知らされる。
各チーム内で規則をよく理解して参加すること。

(2) 参加申し込み後、参加を取り消す申込者にはキャンセル料金が発生する。

参加申し込みから11月16日(日)23時59分までは参加料の半額とする。

11月17日(月)からは参加料の全額とする。

(3) エントリー済みのチームは参加が受理された日より、当日まで通常レンタルカート料金¥2300のところ、¥1500で走行出来る。(姉妹店F-1パーク) レンタルカート15分走行は¥2500(サーキットあづみ野)とする。

第11条 タイムテーブル

当日の進行 (予定)

8時00分～9時	受け付け
9時15分より	ドライバーズミーティング
10時00分より	公式練習&タイムトライアル(20分間)
10時50分より	4時間耐久レーススタート
14時50分	フィニッシュ予定
15時10分	表彰式
17時00分	サーキット閉場

第3章 参加車両規定

第12条 レンタルカート

(1) 主催者側の用意したレンタルカート(Birel N35、Ex210)を使用する。レース当日抽選にて車両を決定する。

(2) 公式練習開始後10分以内に車両に不備があるかチームごとに確認すること。不備などがある場合はオフィシャルに申告する

1、不備とはエンジンの異音・車両の不具合、ねじの緩みなどの機械的要素の事。

2、車両スピード、ポテンシャルなどは抗議の対象とならない。

3、不備がある場合は、修理をしてからの走行となる。原則スペアカーは使用しない。

(3) 車両には一切の改造をしてはならない。シートへのガムテープ等でのスポンジの取り付けは許可する。

車両に対して、一切改造、メンテナンスをしてはならない。但しシートへのガムテープ等での、スポンジの取り付けは許可する。車体、またはヘルメットへの小型カメラ固定を許可する。走行に支障の無いよう、強固に取り付けること。オフィシャルに安全確認をすること。車両に取り付ける場合は、レース後に取り付け前の状態に戻す事。

(4) 車両に対して、一切抗議は受け付けない。

(5) 当日、使用する車両の破損に関してはチーム単位での賠償になる。自分の車両と思い大切に使用すること。破損の度合いにもよるが修理、部品交換が必要と思われる車両は実費負担して頂く場合がある。

(6) 車両が破損した場合、競技者およびスタッフにより修理してからのスタートとなる。走行不可能な場合はその時点でリタイヤとなる場合がある。スペアカーに乗り換える場合がある。

(7) 破損・故障等すべてにおいて、主催者側の整備不良・ミスであっても抗議はしないものとする。

第4章 競技に関する事項

第13条 公式練習&タイムトライアル

(1) タイムトライアルは公式練習中に行い、ベストタイムで決勝グリッドを争う。

(2) 参加者は公式練習を行うことを義務づける。規定時間内であれば、ドライバー交代は自由とする。

(3) 車両は抽選にて決め、以後決勝レースまで同じ車両を使う。

第14条 決勝ヒート

(1) タイムトライアルの結果でグリッドが決まる。

(2) ピットアウト後、フォーメーションラップを行い、グリッド整列し、4灯信号機によりスタートする。

第15条 レース

(1) 競技規則等はあづみ野チャレンジカップに準ずる。

(2) 競技用旗、FIAモータースポーツでの使用旗。全てを使用し競技を行う。信号LEDを旗の補助として使用する。

(3) ペナルティーはペナルティーエリアにて消化すること。ドライバー交代終了後、タワー前のペナルティーエリアにて停止し、ペナルティーを受ける。その際エンジンは停止しなくてもよい。

(4) ピットイン回数は15回を義務とする。但しペナルティ等で増える場合がある。

1、各チームの判断でピットインする。

2、ドライバーは車両から降りてカードスタンドまで行き、自分の車両番号と同じ番号札を取る。車両のエンジンは止めなくてもよいが、車両が動かないよう注意すること。

3、番号札を取りに行っている間に、次のドライバーは乗車をしていてもよい。番号札を持ち帰りタッチした時点で、再スタートする。

4、乗り換えの際に、ドライバー認識のためのアルミ札を挿しかえること。

5、交代が終わったドライバーは、速やかに番号札を受付まで返却すること。

(5) 給油

1、レーススタート前に全車両ガソリンは満タンにする。

2、各チーム、規定のドライバー交代時に給油を行う。給油時間帯、給油回数は自由とする。燃料の配布は受付にて行う。配布量は1回につき2リッターとする。

3、給油場所は、チームピット前とし、給油は車両、エンジンが完全に停止し、ドライバーが降りてから作業を開始すること。給油タンクの保管を確実に行うこと。給油作業が完了するまで、次のドライバーが乗ることはできない。燃料タンクのキャップを確実に閉めてから乗車し、再スタートすること。

4、給油終了後、給油タンクは返却すること。2回目の給油を行う場合は、給油タンクを受付まで取りに来ること。3回目以降も同様とする。

5、ガス欠でストップした場合は係員の指示で、コース内給油が特別認められるが、ペナルティーの対象となる。

(6) ペナルティ

ピットイン、ピットアウト時ピットロード走行速度制限がある。固定された速度センサーの他、スピードガンにてランダムに計測を行う場合がある。

◇ピットイン・ピットアウトでの制限速度 30km 未満

1、ピットロードスピード違反は10秒停止のペナルティーとする。

2、イエローフラッグ無視 ペナルティー 10秒

3、危険行為、走路妨害、ピットラインカット、他ペナルティー 10秒

4、白黒旗は、累積2回で10秒ペナルティーを課す。

5、ペナルティーはコントロールタワー前にて行う。

6、スタート時のフライング、ダブルチェッカーは、1周減算。

(7) 乗車時の服装は、長袖、長ズボン、スニーカー、ヘルメット(フルフェイス推奨)とする。

出来るだけレーシングスーツが望ましい。ヘルメットは顔を覆うシールドがある物。オフロードバイク用の場合はゴーグルを着用すること。雨天時は雨具を各自用意すること。

1、ヘルメットへの小型カメラ固定を許可する。走行中に脱落する事が無いよう、強固に取り付けること。取り付けに関して、主催者から注意を受けた場合には、直ちに指示に従うこと。

2、ドライバーとピットクルーの交信のための、無線機、携帯電話の使用を許可する。送受信の方法はドライビングに支障のきたさない様にする。取り付けに関して、主催者から注意を受けた場合には、直ちに指示に従うこと。

(8) チーム平均体重(走行時の装備を含む)が65キロ未満のチームは下記のウェイトハンデを加える。

1、ウェイトはタイムトライアル開始前に車両に搭載する。

2、64.9キロ～61キロ＝ウェイト1枚

60.9キロ～57キロ＝ウェイト2枚

56.9キロ～53キロ＝ウェイト3枚

以降、平均4キロ毎にウェイト1枚増えていく。

3、体重測定時には、不正がないようボディチェックを行う。不正があった場合はペナルティーを与える。

尚、測定時には不正が発見されなかったとしても、不正を容認するものではなく、それ以降レース中に発見された場合には、ペナルティーを与える。

4、中学生以下のドライバーは、装備込み実測重量が50キロを下回った場合には50キロとして換算する。

5、女性ドライバーは、装備込み重量60キロとして換算することもできる。

6、走行時に必要な装備(ヘルメット、スーツ、プロテクター等)以外は原則として認めない。

7、レース中のドライバー交代後、番号札を返却する際に、ドライバーの名前を申告すると同時に、体重測定も行われる場合がある。受付時と走行中の体重が著しく違うチームは、ペナルティーの対象となる。

(9) チーム平均体重が70キロを超えるチームには、平均3キロ毎に1周ボーナスを与える。

平均70～72.9キロ＝1周ボーナス

平均73～75.9キロ＝2周ボーナス

平均約3キロ毎に1周ずつボーナスを与える。

(10) 一人当たりの責任走行時間を下記のようにする。

240分÷チームの登録ドライバー数×70% 分単位での計算とする。(小数点以下は繰り上げ)

責任走行時間は運営側で管理する。ドライバー交代後、ピットライン通過の時間を目安とする。

各チーム、ドライバーの人数分のアルミの番号札を渡す。ドライバー交代の際に札を差し替えること。

耐久レーススタート時のドライバーは、必ず1番の札を使う事。

補助として、係員による手入力での集計も行う場合がある。ピット交代の際に名前を申告すること。

(11) レース中にコース内で停止してしまった場合、他のドライバーにしっかりと合図をし、それらが過ぎ去ってからレースの障害とならない場所に移動しなければならない。但し、他を妨害することなく自力で再スタートできる場合にはレースに復帰できるものとする。コース上における再スタートはドライバー自身で行わなければならない。但し、やむをえない場合は、オフィシャル、ピットクルーが補助する場合もある。

第16条 完走

レースは計時の指示により、4時間経過後プラス1周でチェッカーフラッグが振られ終了となる。

完走とはトップ周回数の1/2以上を完走し、かつチェッカーを受けなければならない。

第17条 順位の決定

(1) レースの順位は次の順序により、周回数の多い順に決定される。

- 1、チェッカーを受けた完走者(トップ周回数の1/2以上を完了。チェッカーを受けた者)
- 2、チェッカーを受けない未完走者(トップ周回数の1/2以上を完了。チェッカーを受け無かった者)
- 3、未完走者(チェッカーに関わらず、トップ周回数の1/2以上を走行していない者)
- 4、同周回の場合は、その周回を先に完了した者を優先する。
- 5、失格者

第18条 成績決定及び賞典

(1) 決勝ヒートの順位により決定する。

(2) 賞典は、3位までのチームに対して行われる。その他トビ賞などもある。

(3) 内容は、以下の通りとする。

1位ー3位 メダル

12台以上参加の場合、優勝チームには賞金10万円が贈られる。但し参加台数により賞金に変更する。

(4) 年間の総合ポイントにより、シリーズチャンピオンを決定し、後日開催の表彰パーティーにてシリーズ表彰を行う。

ポイントは下記の通りとし最終戦(4時間耐久)には1.5倍のポイントが加算される。

同ポイントの場合は、上位入賞回数が多い者、次に出場回数の多い順に決定される。

(5) シリーズポイントは全8戦有効とする。

シリーズポイント一覧

優勝=20 2位=18 3位=16 4位=14 5位=12 6位=10 7位=9 8位=8

9位=7 10位=6 11位=5 12位=4 13位=3 14位=2 15位=1

ポイントは参加した全チームに与えられる。

(6) シリーズ賞典はシリーズチャンピオンには最大10万円、シリーズ第2位には最大3万円、シリーズ第3位には最大1万円を進呈する。

第5章 その他一般事項

第19条 損害の補償

(1) 参加者は参加車両及びその付属品並びにレース場の施設、機材、器具に対する補償の責任を負うものとする。

(2) ドライバー、ピットクルーはコース所有者、オーガナイザー及び大会役員が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承してはならない。

第20条 誓約書の署名

ドライバー、ピットクルーは参加申し込み用紙に記載された誓約文に署名捺印しなければならない。

第21条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは次の権限を有するものとする。

(1) 参加申し込みの受付に際してその理由を示すことなく参加者、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。

(2) 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。

(3) 全ての参加者、ドライバー、ピットクルー、及びその参加車両の音声、写真、映像等、報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することが出来る。

第20条 保険

1. スポーツ安全保険

サーキットあづみ野ではスポーツ安全保険への加入をお薦めしています。

対象となる事故

被保険者がサーキットあづみ野走行中(ミニバイク・カート)または往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害(日射・熱中病及び細菌性・ウィルス性食中毒を含む)による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。

保険加入募集期間

随時加入可 3月中に申し込みすれば一年間加入できます。途中加入でも金額は変わりません。

※加入申請から、保険が適用となるまで約1週間かかります。

保険期間

4月1日午前0時～3月31日午後11時59分まで。

期間途中からの申し込みでも、料金は一律となります。

加入区分	保険料合計	傷害保険金額			
		死亡補償	後遺障害(最高)	入院(一日)	通院(一日)
大人 (高校生以上)	2400円	2000万円	3000万円	4000円	1500円
子ども (15歳以下)	2400円	2000万円	3000万円	4000円	1500円

スポーツ安全保険詳細について <http://www.sportsanzen.org/hoken/hoken1.html>

2. 保険金支払い

オーガナイザーの付保する保険金額は被保険者1名につき下記の通りとする。

ドライバー保険金額 普通条件 1,000,000円

ピットクルー保険金額 普通条件 1,000,000円

(1) 死亡保険金 事故日から180日以内に死亡した場合の保険金額(普通条件)

(2) 後遺障害保険 事故日から180日以内に身体の一部を無くす、もしくはその機能を無くした場合は、その程度に応じて保険金額(普通条件)が規定の割合で支払われる。

(3) 医療保険金

傷害の結果として平常業務に支障を来し、なおかつ医師の治療を要するときに支払われる保険金で、平常の業務に従事できようになるまで1日につき入院の場合1,000円が支払われる。

以上